

# 令和6年3月1日から戸籍制度が利用しやすくなります

令和6年3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律が施行され以下のことができるようになります。

## ・戸籍謄本等の広域交付

本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍謄本、除籍謄本、改正原戸籍謄本が取得できるようになります。請求できる方は本人・配偶者・直系尊属（父母、祖父母など）・直系卑属（子、孫など）です。請求する場合は、顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカードや運転免許証等）をお持ちのうえ、市区町村窓口までお越しください。

※郵送請求や代理人（委任状）による請求はできません。

※戸籍抄本や戸籍の附票、戸籍諸証明（独身証明書、身分証明書等）は広域交付の対象外です。

## ・戸籍届出時における戸籍証明書（戸籍謄本）の添付不要

戸籍の届書（婚姻届、転籍届等）を本籍地ではない市区町村窓口で届出する場合でも、提出先の市区町村職員が本籍地の戸籍を確認できるようになるため、戸籍届出時の戸籍証明書（戸籍謄本）の添付が原則不要となります。

詳細は町HPをご覧くださいか、下記までお問合せください。

## ■お問い合わせ

町民課住民グループ 戸籍担当 町ホームページ  
☎01392-2-3131



# 【函館市からのお知らせ】 令和6年4月1日から小児科のみ夜間初期救急体制が変わります

函館市夜間急病センターの診療科から小児科がなくなり、内科・外科の2科体制になります。4月1日以降、夜間のお子様の初期救急は「市立函館病院」を受診してください。

4月1日から

市立函館病院 夜間子ども急患室（4月1日診療開始）

函館市港町1丁目10-1（☎0138-43-2000）

診療時間：毎日19時～24時まで

（受付時間：23時30分まで）

※小児のケガ（外傷）については函館市夜間急病センター（函館市五稜郭町23-1 総合保健センター2階 ☎0138-30-1199）を受診してください。市立函館病院では診療できませんのでご注意ください。

		～3月31日	4月1日～
函館市夜間急病センター	ケガ・外傷	○	○
	上記以外	○	受診できません
市立函館夜間子ども急患室	ケガ・外傷	△	受診できません
	上記以外	△	○

～縁の下の力持ち～

建物を支えるコンクリート基礎杭を作っています



株式会社 **北雄産業**

函館福島工場 松前郡福島町字千軒83-1

TEL (0139) 47-3320 <http://www.hokuyuu.com>

JISマークの製品を一緒に作りませんか？

通勤・資格・住宅・家族・冷暖房等各種手当あり。

退職金制度、映画やコンサート等の代金補助、奨学金返還支援など

福利厚生も充実。入社祝い金5万円（規定あり）。

従業員  
募集中

有料広告